

南伊勢町総合評価方式実施要領(令和2年告示第91号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(総合評価方式の対象及び入札方式の指定)</p> <p>第3条 総合評価方式の対象は、<u>設計金額が50,000,000円以上の土木工事及び設計金額が100,000,000円以上の建築工事（付随する附帯工事含む）</u>で南伊勢町指名審査会（以下「指名審査会」という。）において、<u>適当であると認める案件とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(総合評価方式の対象及び入札方式の指定)</p> <p>第3条 総合評価方式の対象は、<u>設計金額が100,000,000円以上の土木工事</u> _____で南伊勢町指名審査会（以下「指名審査会」という。）において、<u>適当であると認める案件とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>